

議案第 13 号

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあつては、次の各号に規定するもののうち、任命権者が別に定めるもののいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

第 2 条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の職務に専念する義務が免除される場合を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。